

報告第2号

委任専決事項の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行つたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和元年6月14日提出

栗東市長 野 村 昌 弘

委任専決第1号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

平成30年5月23日に栗東市道名神安養寺南側道路線の道路上の穴により走行中の相手方の車両左前輪が損傷した事故に関し、相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和元年5月8日

栗東市長 野村昌弘

損害賠償の額 43,477円

報告第2号資料

市道名神安養寺南側道路線の道路上の穴により走行中の相手方の車両左前輪が損傷した事故

事故発生日時 平成30年5月23日 午後8時05分頃

事故発生場所 市道名神安養寺南側道路線 栗東市安養寺地先

相 手 方 株式会社Rinプランニング

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

相手方損害額 株式会社Rinプランニング

賠償額 32,742円

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

賠償額 10,735円

計 43,477円

事故発生状況及び経過

市道名神安養寺南側道路線の道路上の穴により、走行中の相手方の車両左前輪が損傷した。

平成30年 5月23日 事故発生及び現場確認

10月25日 相手方と面談し、過失割合について交渉してきたが、まとまらないため、相手方が大津簡易裁判所に訴状を提出。

市加入保険会社指定の弁護士に事故賠償について相手方との交渉を委託。

平成31年 3月11日 相手方が和解に応じる旨の連絡を受ける。

令和 元年 5月 8日 損害賠償額の専決処分

市から相手方への損害賠償金 43,477円

(市の過失割合70%)